

北古波衣

十

| | | | | |
|---|---|---|---|-----|
| | | | | 和書門 |
| | | 一 | 九 | |
| | | 二 | 〇 | |
| | | 三 | 〇 | |
| | | 五 | 六 | |
| 一 | 一 | 函 | 號 | 類 |
| 冊 | 架 | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 庫 | 文 | 閣 | 內 | |
| 二 | | | 一 | 和 |
| 二 | | | 九 | 書 |
| 函 | | | 〇 | |
| 一 | | | 〇 | |
| 〇 | | | 五 | |
| 架 | 冊 | 號 | 類 | |

| | | | |
|------|-----------|-------|--|
| 內閣文庫 | | | |
| 番號 | 和 | 19006 | |
| 冊數 | 11 (10) | | |
| 函號 | 212 | 123 | |



紫の一とく菊

菊と藤袴と混とく聞ゆる事の論



火國のみ 不味火

五月六日の青黒白黒

又夫藤と甲甲海崎と甲

藤のさし靴

いふこと

いふこと

Handwritten text in a vertical column, possibly a library or collection name.



上よりほそち 其のあはれは 歌詞

後拾遺集誹諧部 五光の世法 是れをいふ 母名女乳

のふそく侍とて 是れは 侍とて 夫無匡衛朝臣と 是れ

るも思ひ 是れは 是れは 博士の家 其乳母 其母は

返し赤深衛門 其は 是れは 是れは 是れは 是れは

其後をいふ 是れは 是れは 是れは 是れは 是れは

るか意得か 是れは 是れは 是れは 是れは 是れは

六斗 是れは 是れは 是れは 是れは 是れは

五の句 是れは 是れは 是れは 是れは 是れは

ぬし其妻となりて 後開昭の 是れは 乳母の来 是れは

是れは 是れは 是れは 是れは 是れは

アそよめる返一歌とさうてえり
尊卑分脈は匡衡の子
舉孝母赤深衛門と見ゆ

かくてか多歌はちもなきてとをみ返歌はるをちと以人

るもともし乳に智をか多るなり
乳は智をか多てよる
例は夫木抄は其中

衆生悉是吾子と以へる經文を類みて西行の歌にちも如

くていりけるまきのあられは此の記してをとおしひ

志しる、とこえりるも同一但一印本は二の句りけりな

ま身のと書るハことと誤まる本によりて身字は書胎

ふより誤なり今古寫本但一この返歌は衛門の乳母子代

アそよめるなりとさそその返歌は下句の不足を齋落

ふ細乳を兼てをふ又智の乏きを兼ねるも其は

産塊の胎衣を断りて後ハ臍蒂の落るを今の世は不ぞお

ちともし少人を其を不そのを北治るとりい詩とまべるを

とくふハ言忌とる世俗のなとくくしなる

その約アさる詞みりるなりと人なり
和名抄は熟

曾知俗用熟凡二字或説極熟蒂落之義也とみえり
胎も菓蒚の蒂とて今世は同義なり保曾知と

同義なり今世は言ハ臍を保曾とも保叙ともみえり
て曾の清濁一なり保曾とも保叙ともみえり

云ひ一なるなり歌のいひかけのありて曾を清濁と

保曾知と清濁音なるなり保叙とも保叙ともみえり
保曾知と清濁音なるなり保叙とも保叙ともみえり

みつ多てたつえはとハ今世ハ臍蒂の落るなり
乳汁を塗る方あるを世間ハ愈す方あり

神代より為しとて古事記にのみ然る
大元年遷神手間山の厄ありみえり

方を乳あると以人なりと一は其ありとあゆ
あゆまると活きて乳汗血などの出るなり

三

三

三

三

三

三

三

少將ソハケルと聞しを一日祭見るとて 賀茂の車の前を

若くは不とゆふかけて 一本のゆ しとていささせしゆかり

ふもいささかと起くしは事をつらさるるその神もさう

とくさう人し何事とさるぬ人ふかゆふあすさうふの礼の

神みかくらむとひむ多社とみてららめやうにのみをし

てかきてやる神かけて君さあらかの多社かきさうあう人

ふもあう水とソハケルとあり 此家集の詞書又歌の意一

今其大意をと不して試みとつて式部藤原公信朝臣の

為ふあま事願ひ多しを賀茂祭の日みか北人々を見う

けて今日そ折みあま君多らめソハケルゆらしあへる事北

あまゆふしやと御名ふは願ひせる紀の神おあうせで盟

て證さうしと詠かけあまあうゆさふ祭の神も盟ひさう人新

事さうさうあてさうあうあうあうあうあうあうあうあうあう

あうあうあうあうあうあうあうあうあうあうあうあうあう

あうあうあうあうあうあうあうあうあうあうあうあうあう

あうあうあうあうあうあうあうあうあうあうあうあうあう

あうあうあうあうあうあうあうあうあうあうあうあうあう

あうあうあうあうあうあうあうあうあうあうあうあうあう

あうあうあうあうあうあうあうあうあうあうあうあうあう

あうあうあうあうあうあうあうあうあうあうあうあうあう

あうあうあうあうあうあうあうあうあうあうあうあうあう

あうあうあうあうあうあうあうあうあうあうあうあうあう

あうあうあうあうあうあうあうあうあうあうあうあうあう

あうあうあうあうあうあうあうあうあうあうあうあうあう

あうあうあうあうあうあうあうあうあうあうあうあうあう

しそのかみ此本みて然在しあや又暗記の誤りや今の本
幻巻よりしそよりなるの水よみくらぬめまののかさ
しよ名ざんるるるる見えて同一趣あり
源氏よむういてよ免る歌あり其文詞よあつひをかここ
ら小置よりけるをとり給ひていふとこや此名をさこ
さ社よりれとのよ人よりさささ云々とこちちひてき
こゆふいふをいふて火あさと思ひまらるる世るれと
もあつひと猶やつみをかこ人さふといとらこつてお
不しこるさぬけりさありとあり中將君の歌此意で源氏
の葵をとて云々とのよ人多を聞てさささささささ
色とたのえより昔の御契とてかこさささ賀茂の社此
御前のより人よるる水よみくらさささささささ
さおさささささささささささささささささささ
去草の名をさへよ志さささ理さささささささささ
多を源氏の其意さささささささささささささささ
思ひささささあさささ猶君よあささささささささ
いと云意を陽あさ葵と摘採る事よさささささささ

まふの意を人ほくうりて罪犯さささささささ
ささ通ゆささ上み舉ささ神かけでめさささ
と源氏作者紫式部又嘉應三年十月在吉社歌合小社
大がさ同し頃ゆ人あり又嘉應三年十月在吉社歌合小社
頭月よ云題よ其清輔朝臣月影さささささささ
ささ人の氷ささささささささささ此歌採判者俊成卿の難め
さささささ詞の中いさささささささ源氏の物語いん
茂の祭此日小社さささささささささささささ
免さを見まひさささささささささささささ
さ此水をたろさささささささささささささ
侍らみさ云と歌主の答此詞よささささの水を何さの社
も侍るさささ又歌より境の事源氏のみささささ

部集ふとハ御覽せらるけり和泉式部集とハ上引
の事をハ云々とあり又袖中抄多神かけて云々の歌
へりあり

もいそとをて人の水かけ多神かけて云々の歌
しやとの歌を出しておと上引多如く源氏の歌あり

ハ當時ちつ書本清輔と頭輔の子頭昭と頭輔
の猶子あり袖中抄おと上引多如く源氏の歌あり

清輔の奥義抄を引おと上引多如く源氏の歌あり
て今案を加へる書おと上引多如く源氏の歌あり

水の糸おと上引多如く源氏の歌あり
も奥義抄の説を悉く引おと上引多如く源氏の歌あり

論て下云へしおと上引多如く源氏の歌あり
まほる水なる其瓶をおと上引多如く源氏の歌あり

あ記宣とし神の人の口おと上引多如く源氏の歌あり
より宣ふ事ありおと上引多如く源氏の歌あり

まし巫を申し神此つおと上引多如く源氏の歌あり
きておと上引多如く源氏の歌あり

と神の憑来すおと上引多如く源氏の歌あり
由の標ありおと上引多如く源氏の歌あり

の立よるは神水と此の言おと上引多如く源氏の歌あり
の進にあり事ありおと上引多如く源氏の歌あり

現と心あり又物つおと上引多如く源氏の歌あり
はおと上引多如く源氏の歌あり

又寄占と書ておと上引多如く源氏の歌あり
又万葉は神転おと上引多如く源氏の歌あり

又万葉は神転おと上引多如く源氏の歌あり
又万葉は神転おと上引多如く源氏の歌あり

水といふ小同しきうとくへきふといへるも占ひもよき
且又云中務家集小神水は影のわくくなく山吹と蛙の声を
あはれとや記くこまもよるへの水北上小山吹のう記か
うまておまひきて影の見ゆるを蛙の声をあはれと
て山吹小うをまへふ神北池念ふくあかしくうきて聞ふ
よやとまめふると見ゆとくへきと初句の神水はの詞此
集の印本こそはゆきか北こまの古本ともふと澤水は又
河氷はふとありてしつきてもけいもふくまきしゆきこ
此考もよるかかきしつてしつてあてはぬ事か如くききゆ
めまこと論まへるゆきしつてあてはぬ事か如くききゆ

神水は占問ふ人の體を臨み見る義ふてうまへの水北別
称ふるを彼泔器の水を夫のわくくみとせる意を兼て
うまやゆきと又上り引くは奥義抄ふる説又歌ともは引
合せて考ふ小神はひてよる人みよるを雨水の云々此歌
句神中抄ふるうまをさるる書る又よる人みよるを水
と上り論らるる如くもまて云中又よる人みよるを水
といひゆる和泉式部ふくまゆきと思へるゆき神社の御
前の大庭に居置て雨水もよるゆきゆきゆきゆきゆき
著聞集小鳥羽法皇の女房小水進と云歌よみ有るゆき
待賢門院の御方小御衣一重ゆきゆきゆきゆきゆきゆき
ふくまゆきと祭文かきてまもゆきゆきゆきゆきゆきゆき
三日といふと神

來の巫ふと云知くいふもよる人と云へず理あり然
るを源氏物語ふさしと云ふハよる處の水は影多えめ云々
とよ免るを便義ワユル方よる人と云詞の意を憑てよみふらる
此れ通也然らて名多る物語此歌詞のおれつう祖と
ありて後山其後人としらふあらとよるふてもありぬへ
引多る人と呼子鳥と云ふもよるもよるい鳥とよる證
の見ゆるふ歌ふも多社よふことりふといひくけも多う
多きよよるては社う詞の祖と云ふてはいよもつことり
といひふた多るもよると思と物いことりおるも同い例也
よよめ そのよふに鳥の事と別は和泉或部の歌は源氏
委しと考ふるも此あり

物語作はる頃又此ふ多ふ社よふもよるもよるも此
考ふなひかひと云へけしと此歌めさるる也 履意
は兼多るも通ゆりもよるもよるもよるもよるもよるも
けさやふかふとよるもよるもよるもよるもよるもよるも
もあふ人とけしと後の人此源氏ふたやまをよるもよるも
とよるもよるもよるもよるもよるもよるもよるもよるも
いふら本の名ふて其水を體見の水と云ふ其水は其水は影
多るもよるもよるもよるもよるもよるもよるもよるも
よるもよるもよるもよるもよるもよるもよるもよるも
よるもよるもよるもよるもよるもよるもよるもよるも

又その射此試をいふと一へるもあると持統紀に觀射
 まゝ射射、葉習射射、的場的場、和名抄和名抄、いふは、
 天武紀に習射射、觀射觀射、とあるは、
 といふに、サ、あてサ、と矢の事あり、其射遣り、
 て云名なり、人、いして、此矢は、といへ、
 の冠辞考ふ、万葉第十三は、投投、乃、遠、離、居、而、
 箭の遠く飛を人の離を、ある、
 を、
 の不、
 論、

天武紀五年正月十六日、
 打于西門、
 射、
 射、
 射、

突開其戸、神八井耳、命則手脚戰慄、不能放矢、時神渟名川耳、
 尊掣取其兄、所持弓矢、射、手研耳、命一發中冑、再發中脊、遂殺
 之、天武紀に射中一箭、
 川、
 て、
 方、
 岐、
 七、
 信、
 但、
 雁、

信、
 但、
 雁、

須惠布理於許之投矢也知千尋射和矢之とある投箭投矢
七舊訓ナケヤとよみみれと共よみみれとありて其の
左とある小同しとゾへゆる希らしく此とお抄を考
知るさる矢と射遣多ぬとつて云本語は古
二首共小舊訓のまゝ一歌は戦ふ事を以てさしつた古
へともひとらあて射とらむとありけれともれお七轉
して以て後ふと戦ふ事此の事とありて其の
るハ上よりへるふたくとくふれとあることより射とらるる
とリハ意

須惠布理於許之投矢也知千尋射和矢之とある投箭投矢
七舊訓ナケヤとよみみれと共よみみれとありて其の
左とある小同しとゾへゆる希らしく此とお抄を考
知るさる矢と射遣多ぬとつて云本語は古
二首共小舊訓のまゝ一歌は戦ふ事を以てさしつた古
へともひとらあて射とらむとありけれともれお七轉
して以て後ふと戦ふ事此の事とありて其の
るハ上よりへるふたくとくふれとあることより射とらるる
とリハ意

大正五年五月...

菊のきせ綿
九月九日菊のきせ綿と事此なる書小見ある事
伊勢家集は九月八日とあり菊の綿お布ひは
ひせりありける事長なりと云ふ事綿は根をたはひ
ぬたり 敷きし君のむすむすをの心へつる名もすも
露とるらまむかへ射まはるる射まはるる射まはるる
の菊のきせ花の安んやあま母好るるむと見えり

射行持し小此なり
ハゴつての誤り
綿とつてやる
ちん綿は
菊と根をたはひ
あまハヤク
伊勢綿をけり

後撰集下秋
家の菊の綿を着せに
かへ藤原雅正露
宇多天皇よめ
九月八日伊勢
藤原雅正露
宇多天皇よめ

了る菊の露も志持ぬくはねらおほひの綿
ぬきけり香かすの香と薫物のもてさや
高きは花をていやはふれは曇り霞の
好まふあぬべふにやうきしり
とらふ九月八日中宮の御方より菊のまきせ綿賜り
まの露もりかばとあやえ侍り九日の
お咲うやふ九日の菊もれとおは
九重や言ふ九日の菊もれとおは
おはらせてて見るなむれ
あはれを證し考すに八日は菊花綿を覆ひ置て
綿をておほてさめさへは若かほる
事より其流の意祖家地め故事を
新撰六帖
寛元四年の
御方より菊のまきせ綿賜り
九日の菊もれとおは
菊もれとおは
綿をておほてさめさへは若かほる
事より其流の意祖家地め故事を

北邊成元が歌囊に書は紀事白菊綿傳言今日唱
門師曾大黒矢禁裡種菊花於常御殿之前明朝官女等
取綿使蒙陛下菊花是謂菊綿又稱衣綿也傳云菊綿挿小兒
之衣領之内無疾病故節後領賜之と引載せりこの紀事
といふ書おのまきいおと見およむ何きの時書うも此
あるありこ此文お今日といひる七日月明朝といへるこ
八日の事ありへ挿小兒之衣領之内とハ節後の事をい
る多なり九日お面を拭ふ事の見えがるる節まうも
まよその書あるさるころハまよ建長八年の歌合ハ行家
既ハ慶ありしも七やありむ
御いありしに菊のまきせ綿をておほてさめさへは若かほる
事より其流の意祖家地め故事を

新撰六帖
寛元四年の
御方より菊のまきせ綿賜り
九日の菊もれとおは
菊もれとおは
綿をておほてさめさへは若かほる
事より其流の意祖家地め故事を

けろふ花と見きしとみみ入るてきせ綿せりふよせ
てゆとのる北いほひあきふゆを詠はるへるなり
まゝ永久四年の百首小九月九日を題りて源忠房朝臣い
くへともいさる菊をええそ見ぬとかなるうらるる
るけしと此こそ世綿よりて花の弥重今もなほ品貴
一重のちぢえのちりまらるるゆききゆきき
ま御あつりふて白赤黄の綿をもてかくるそのしほふ
事あはれとある人の説ふ九日の菊の花の色を見む
なりとソ入る其
古實ふ多うへり
久夫都々伊伊都々伊
古事記神武天皇段八十建を誅する條に海峽物誨其
膳夫等曰聞歌之者一時共斬故明將行其土雲之歌曰憶佐

か能云々久夫都々伊伊都々伊伊母知字知互斯夜麻牟云
云此久夫都々伊伊都々伊の説記傳十五卷七十九張
卷三十張に見えて久夫都々伊の記の此文は頭推之大刀と
見え書紀ふ頭推と書て訓注は頭推は箇輔豆智とあ
るを證として久夫都々伊の久夫と箇輔は相通へる同言
なり都々伊と豆智を歌調に延て云はせはな引へる由い
へふふと皆いしれ多る説と通ゆる中は頭推と石推と一
物とい又推は書紀の私記纂疏等の説に於て劍頭の形
よはまる名を其劍頭を石も推の如く作はる物なる
色くし入るといふ其もはつ石もて劍頭の然製らるへ

此はあらまやうやう製ありありなるを其を用ふ

小何の便よき事のあるを私記纂疏の説に槌字は古

代の物に斂頭の始らうふの強説なり但し古

るに柄を執るを便よきと為すなり其に槌の

譬ふへき形ふとありは傳は谷川氏の斂此頭石は槌の

形に似たるを土中より掘出せしむるを見たりし

る由いふれ多し身こめは石にて作する物なり故は

つら考ふるは頭推といふは斂頭の推の形よりなる由

ふとあらで不詳は其義あるべし今考ふべきなり

此れは古く上古の大刀此一種と心得てあてはむべし

て石推と頭推として別あり石にて作する力の類あり大刀

は佩添て事の状ふりて人を歩ませるも真なる事

海へ土雲ふと征せるもあはれなる事なるべし

るも中昔足利家將軍の頃又引とてあるなり短刀のさま

して柄こえは鐵もて又も無く鏢もふくあらずる物の

あはれ走衆なりし者刀小差添或は携をきて前を逐ひ

非違の人を戒めしむる事とせりと通ゆること其世

の書にも見え其器はあれは世は傳はる近世の十

手やいふ物も夫より轉する事と見え是は身玉代

の石推イシツク小自似たる人ふ免ふ事と思ひやらるなり

かく思ひしりて前記におきしは夫保七年

の四月出羽の秋田人高階貞房を國平鹿郡水澤木村

小坐に波宇志別神社の島居此外より遠くより所々中
 よりゆくり形く人の掘出するを得多りとを持来すを
 らきしるを見らふ石少て作まる劔頭のさきりたる物
 の下は缺るも一枚あり其身小もやあらむと思ふ
 物の頭は缺たる一一枚あり其よりかくの如し
 非量あり三十五分 鼠色ニア少青ニアリ



七寸 鼠色少赤ニアリ

石質キハメテ堅シハテ撃ツニ金鐵ノ声アリ
 此アタリ圖一寸八分許全跡ヒラミアリ



一枚の石質異なりとみゆきとソヤぶよくも見さる
 まいづきおもその二枚を連なればかの石推とも云
 べきとれさゆ一たむがくおもとも、ハ志ひく
 アヤあらむや

かくをる一おける後みちく一 天保十四年八月水戸君
 の御侍西野宣明水戸又この一ころ時その常陸國久慈
 郡小林郷太田村家の稻荷の社地より掘出する
 るを社司の藏りを見て其ほか合せて畫ヲ摹し来り
 阿してくきしるを見らふ上はハ人ハ澤味より出る
 石器よりくく似てもち同物と云くむ

その圖を縮寫してナシニ添色の
宣明小冊ふ石質ハ
予が得たると大
同くくまきこゆ光固御の此器此記文小非石非金と書せ
あまきくまきこゆ光固御の此器此記文小非石非金と書せ
アモトカ突もまぐくかまへるものある信いと云ハ
りおのま考ぶる小柄よりかへまをころの短きハ握ミ
多る掌中の便アよのみの
儲とる比なる信



シ九首

此間七分餘
首尾二尺六寸餘

此間三分許

中間圍二寸弱全長ウヒラミアリ

此の器は西海を即米の器なりと云ふ者あり
天弘十四年八月廿日
此の器は西海を即米の器なりと云ふ者あり
天弘十四年八月廿日

正月七日の青馬白馬
此日青馬を御覽しし事
能伊呂乃青馬乎家布美流比等波可藝利奈之等伊布

命の限も無時
君一首為七時侍宴石中辨大伴宿称
家持預作此歌但依仁王會事却以六日於内裏召諸御等賜
酒肆宴給祿因斯下奏とあるを書し見えり
始
前小天子二年春正月三日
初子其召侍從暨子王臣等令侍
於内裏之東屋垣下即賜玉筵宴云々應詔皆各陳心緒作歌
賦詩始春乃波都称乃家布能多麻婆波伎去々一首方中

辨大伴宿祢家持作云々とある事一次に載たれど此卷の
 例は依り小聖武天皇の御世天平二年正月七日の夏あり
 此事是より前より始り人伝あり其と詳多し其後相續
 而行とある事亦やそれと考ふ処も此とよりけり恒
 例とある事亦や色葉字類抄本朝事始を引て光
 仁天皇寶龜六年正月七日天皇御楊梅院安殿設宴於五位
 以上已而内廐宴進青御馬兵部省進五位上装馬とあり
 河海抄小引此文を引て是青馬始也と注されし事續
 日本紀小引載らる事されし舊記の文と通せん實は此事の
 恒例として行はる事となり多し始りたる事なり
 進青馬と

ありと思へて其こと馬寮より青毛の御馬を出して覽
 一め奉りし事恒例とありし事猶下より考ふべし
 考合はされと此後の御代小引とありし事續日本紀日
 本後紀等小引載らる事されし事弘仁内裡式弘仁十二年正月
 正月七日の會式小引青馬式を載りし事續日本紀日
 年正月七日始り青馬を御代給ひし事見し事續日本紀日
 嵯峨天皇の御譜小引弘仁二始覽青馬と見えし事思へ
 中間廢らる事されし事此時再び興りし事續日本紀日
 師連の年中行事小引嵯峨天皇弘仁二年正
 月七日始御覽白馬とありし事續日本紀日
 後世の事と下し辨之し事續日本紀日
 因史小引續日本後紀
 是始り載らる事仁明天皇の御世兼和元年正月壬子朔戊

午七日御豊樂殿觀清馬宴群臣見文始公事

此時を始の如く記此後三年をおきて同五年より七年

まで行て此又中間八年を嘉祥二年より行同

年より行同但此正月の頃に天皇不念なり

三月廿一日次仁壽元年の正月に既仁文徳天皇の御世

となりて諒闇のほとあり明仁二年正月戊辰朔甲戌日幸

豊樂殿以覽青馬助陽氣也賜宴群臣如常と實録に載らる

相次て清和陽成光孝の三代の實録にも恒例として載

載らる是より仁明天皇の御世に傳

承りて嘉祥二年の實録に載らる恒

例に依りて仁壽元年の正月に諒闇に坐するは凡

その行ひを其明仁二年の式を相繼て行はるは

なり故其事を載らるは御世の始に於て覽清馬助陽氣也

と其覽を謂を記し賜宴群臣如常に言ふを記さす也

賜宴の事と舊儀を青馬を連續て行はるは

を覽ふに付事ありに是れを連續て行はるは

の事と年々載らるは其を連續て行はるは

なり事右に以り人の如くの助陽氣也の謂は江家

次第白馬節の裡書は御馬本數二十一匹禮記曰以青馬也

正然而用二十一匹者三七之義也三陽之義七日之義之由
見寛平御記公事根源小馬陽の鞍なり青の春の色なり
除くとソハ本文侍るなり中礼記子春を東郊小あうへて
青馬七匹を用ふるあり七匹少陽の數正月ハ少陽の月
なり中今の節會ふと三七廿一匹をひかるあり是三陽
ふありとあり七と七日ありつるなり寛平の御記小載る
ありとあり中年中行事秘抄小帝王世記曰高辛氏之子以正
月七月恒登崗命青衣人命列青馬七匹調青陽之氣馬者主
陽青者主春崗者萬物之始人主之居七者七曜之徵陽氣之
温始也命見えくく深國の風俗小ありと人俗とのあり
ありとありとの青馬ハ儀式の青馬の儀此条の宣命イッモ常毛
見留青岐馬見太万間退止為互奈毛ミルアラキツミシクハ云々弘仁内裡式内裏

儀式延喜式ふと小載る色も同し古本催馬樂ハ
末云々洞物語俊菴卷ニ鞍置青馬歌安乎乃ありとあり
馬ハ云々毛色ハ通和名抄小雅注云菴騷今按
蘆初生也吐敢又青白如菴色也菴とあり毛色ハ白馬毛付
菴云草毛是也菴書例菴ふと小載る其文ハ下ニ引
源今日の毛付の菴ハ皆草毛ハはハありとあり公事根
あり然る小其文ハ引ハけハて是白馬をとハありとあり故あり
全本此如小文の脱たりハや又其白馬の事と下ニ云ベト
とハ其青とソハ草毛とも云毛色を又或ハ青鷲毛とも
へハ其と新撰六帖の歌ハ馬を題メて右京權大夫源
信實朝臣見渡せとこれありとありのけつるを引ハけ

ふるりや司いぬとよまれしをこぼしけり
この歌夫木抄は六

帖題曰馬節會信實朝臣四句引はし初とありこの歌
ふつふて其時世の夏又因ふけつるめといへる馬の夏と
下は説へし又六帖のあをうすの題ふハ夫木抄小載多は
かの家持御北水鳥の歌一首の三載あり
俊頼朝臣の寄馬毛戀とソハ題してひおしあらしとくろ
ふるりやあをさるのこましくとくそいそふ不しけり
よみまへるあをさる也と同一馬の毛色あそ
をくろハ馬毛の尾黒を田の

小畔よつひうけ又青鷺毛の駒とつてまとしてあをさるの
こましくとつひか多てよみとめへまへるあり吾妻鏡
小も青鷺毛又青鷺糟毛と云も見えたり庭訓往來の馬の
毛色を擧る多中小青鷺とあるもあをさるたとよまへし又
玉篇鶺鴒字の古訓はカサ、キアラ馬と見えたりカサ、ギ
ハ青鷺の一名あり但し鶺鴒字は當くつるさるがへし鶺鴒とさ
るよと欠とそハ又別種もてそを蒼鷺ハ羽の色ハ似しる由
其ことハ別々考ふる也

な色和名抄小漢語抄云蒼鷺然世ハ今俗ハ水青といへる
美止佐木とある是なり

を當多べきまへて鳥獸の羽毛の色ハ蒼まのさ草木の

葉ふとの如し青色ハハあはれ鶺鴒アサヒトハあはれ鶺鴒アサヒトハあはれ鶺鴒アサヒト

集ハ鹿の類ハ安乎之々云類の色ハ然今ハ今俗ハ水青といへる
本草和名傳抄ハ鹿を安乎之々と訓ハ今俗ハ水青といへる
少て蒼鷺と云もあはれ鶺鴒アサヒトハあはれ鶺鴒アサヒトハあはれ鶺鴒アサヒト
毛色をあをさる云はる然今ハ今俗ハ水青といへる
上ハ引しうか如く和名抄ハ淡騷と青白アサヒトハあはれ鶺鴒アサヒトハあはれ鶺鴒アサヒト

者蘆初生也俗云葦毛是也とあり葉ハあはれ鶺鴒アサヒトハあはれ鶺鴒アサヒトハあはれ鶺鴒アサヒト

小扱て葦毛としりへあはれ鶺鴒アサヒトハあはれ鶺鴒アサヒトハあはれ鶺鴒アサヒト
諸物の名ハ例ありさるてかたて今ハ俗ハあはれ鶺鴒アサヒトハあはれ鶺鴒アサヒトハあはれ鶺鴒アサヒト
その遠き名ハけさるなり

歌合も緑乃青とあると多し青毛の事あり此哥合の例も
是れ黒毛の潤澤ふて青と見ゆる順朝臣家馬毛
今之鐵驄馬也漢語抄云鐵驄馬又路美度利能宇麻とある
合は左草原鶴波問より飛芦原の毛と難波の草
毛おひはうむやと石礮葉草毛にてうてふと
の鶴とちとあけのうらうらとてをいくなと
哥見え又和名抄と辨色立成日桃花馬草
花毛馬之紅色者也と云ふ事も見えたり
と云ふ古も黒みどりといへて和名抄と唐韻云駒青驄馬
今之鐵驄馬也漢語抄云鐵驄馬又路美度利能宇麻とある
是れ黒毛の潤澤ふて青と見ゆる順朝臣家馬毛
歌合も緑乃青とあると多し青毛の事あり此哥合の例も
て緑を青の枕辞の如くふおけふあり青驄と思ひ混ふ色
か馬の或人の説は青馬とあり万葉集の哥は水鳥の鴨
今之青毛と云ふ色ありとむとむとれは其の空考ありて
古意はあはれ此哥の初句二句ハ青とむとむと料の序

辞ありて黒毛と雄畧紀は甲斐黒駒御歌は柯彼能矩盧
古磨とよまてあり和名抄は毛詩注云驄純黒馬也漢語
抄曰驄馬黒毛馬色とあり黒毛古詩へて知らん今ハ世ハ
多からぬ物ありと内宮儀式帳月讀滝原宮等の神財此
中小青毛土馬一匹とありを荒木田経雅神主の解又延暦
の後の大神宮此古記とを引く小雀斑毛鶴毛黒斑毛
なると此毛色とせむ由も聞えんと近世の神財の圖
をみるに連錢草毛と画き上と并へるが如く草毛
則青色毛とて連錢も又草毛とれハ儀式帳是彼考合せて
小青毛と云ふと違へばふとすは儀式帳は
知るべし然るを後の御世とありて青馬を白馬と更りて
攬しふ事とあり其ハ醍醐天皇の御世延長の末つ方
は其の事なりと然誓へる由は延喜五年八月詔あり
て延長五年十二月撰集して奏進る延喜式は正月七日
青馬云々あり青馬二十匹自十一月十一日至正月七日半分

多社あるをうまくと名づけしを免けむと云奇をそそり此ぬ

天曆年中越前權守小任了れ從五位上駿河守をて進ん

正曆元年小卒了る人貫之主小て凡三十四年とてつ後

まを壯中事一人形多へ此主其世は名多し哥讀ある

不便に社は事と喪を誇らざるけし青馬を白馬とて遂

其青馬儀の字茂を白馬と改らるる所謂白馬養白馬

節會遊と是なりと白馬と書ても詞小ハ本旧の儘

重厚時風の失せ志つ白馬と書る事の外記日記類

本紀畧史書六國史よる後御世此事を外記日記類

村上天皇の天曆元年正月七日癸巳白馬宴と書るを殆ど

て次々皆白馬と書用其外の書又家々の記叙も小延喜

より後のこと社も皆白馬と書て青馬と書るとをさ

何事形一但一拾芥畧要抄に建礼門云青馬陣とあると

古名の遺まるとも無節會時被行白馬御覽例長保二左右

大將於弓場殿白馬奏付藏人奏之青馬經南庭并御前如恒

例不飾馬云々是貞觀十四年例也とあると青馬を覽る

載ら社多し例ゆまは其貞觀十四年の度此事ハ三代實録

平治二年の度此事を紀畧にも載て白馬と

春川又其長保の前此家記と見らるる青馬と書る

の下又余不選昇於軒廊催青馬奏先左奏持来云々次持来

仰るる例の詞をもて記されぬ事なり。件の節會の條
の地此文ふと白馬と書さるる事あり。又古本確馬樂の曲名ふ
と青馬と書さるるを撮壞抄にてさう白馬と更まると謂て
年は白馬と改をせり。けり。白馬事十節記云馬牲以白馬本
年中行事秘抄に正月七日白馬事十節記云馬牲以白馬本
天有白龍地有白馬是日見白馬即年中邪氣遠去不來公事
河海抄等ふと此抄に云ふ説小據にまゝなり。形なり。此を
文を引出たる如く新撰六帖信實朝臣の歌不見渡世を
改止し引出たる如く新撰六帖信實朝臣の歌不見渡世を
引出青馬の毛色を引つ、けり。馬づらうさうれと
さす。社たるを思へ。當時青鷲毛の馬を上ふ。青馬あり。用
ひし。まゝ。さう。如く聞え。さう。此新撰六帖の奥書小信實朝
臣の歌を寛元元年後嵯峨天十一月廿四日より明る年の
皇の御世

正月十三日まゝ。まゝ。畢。まゝ。由。見。え。さ。其。頃。昔
の如く。又青馬を覽ぬ。事。も。多。き。事。也。既。出。八。思。ひ
しか。能。お。そ。人。と。ま。ま。あ。ふ。人。か。其。頃。既。亦。朝。威。ハ
多。く。衰。へ。ま。ひ。武。家。の。倍。臣。此。條。々。専。私。不。政。を。執。行。ひ。て。公
家。物。萬。此。儀。式。も。廢。え。さ。下。り。ぬ。け。り。形。も。つ。り。行。も。せ。ま
ひ。白。馬。も。も。覽。ま。ひ。趣。其。頃。の家。記。比。如。也。此。儀。式。を。儀。式
ふ。と。を。古。ま。復。し。て。行。も。多。く。は。時。粒。に。あ。り。け。り。只
六。帖。の。あ。を。馬。と。云。題。ふ。り。て。昔。の。青。馬。な。り。未。時。の。ま
ま。ま。ま。ま。ま。聞。え。さ。る。此。六。帖。題。を。馬。の。哥。主。五。人
の。色。此。駒。あ。る。て。よ。く。此。方。ま。ま。要。井。以。て。け。り。家。御。殿
一。く。春。の。色。あ。る。青。馬。を。た。社。引。り。今。申。す。來。ま。り。と

是も青き馬ふらみなるまきなりなり衣笠内大臣又光俊朝臣の
哥うたとなり青馬となりふらみなるなり此なり五人の哥主此中の信實朝臣をなり或
引ひ及およびなりたなりて又此五人の哥主此中の信實朝臣をなり或
て行家朝臣と云説ありと此六帖題の馬の哥其外の
も夫木抄ふき信實朝臣とて載のりなりかなりて其夫木抄を書
集あらり藤原長清と此六帖題をなりふなりみなり玉なり入なりるなり為家御の子
為相卿と世を同なりしなりて信實となりいなりへなりふなりを正説となりまなりしなり形なり不
ななりれなりも證あまなりとなりして信實となりいなりへなりふなりを正説となりまなりしなり形なり不
其外なりも證あまなりとなりして信實となりいなりへなりふなりを正説となりまなりしなり形なり不
いなりへなりるなり哥書なりとなり古今六帖の題なりふなりて五人の人の哥なりふなりみなりて互
はなり照あらりけなりふなり集あらりれなりハ新撰と云へくなりもなりあなりらなりけなりいなりとなりも
後の人此なりはなりけなりふなり集あらりれなりハ新撰と云へくなりもなりあなりらなりけなりいなりとなりも
按あらりよなり信實朝臣と歌なり又文章なりよくなりそのなりまなりひなりなるなり上なり子
畫の道なり亦なり七勝なりとなりて古なり一様の圖なりを書出なり又眼前の物此
似畫なりをもなりよく書なりふなり由書なりともなり見なりえなりるなりを思なりへなりて古
き青馬の節此圖なりふなりを見なりおなりまなり其故實なりをも辨なりへなりて又々なりと

少なり連なりぬなりるなり中なり少なりて一物なり所なりあるなりべなりくなりさなりるなり方なり子なり力なりを
入なり連なりぬなりるなり中なり少なりて一物なり所なりあるなりべなりくなりさなりるなり方なり子なり力なりを
へ引詞なりいと免なりけなりらなりしなり其なり下なり云なりへなりて公事なり根なり源なり白なり馬なり
馬節會の根源を連なりらなりるなり趣なりと青なりと白なりと毛なりと
きなりこなりえなりてなりおなりらなりしなり記なりさなりまなりさなりれなり巴なり本文なりを見なりてなりさなりるなり人なり
し或書なりよなり白馬なりを青馬なりと云なりて甚なりくなり白なりき物なりの青なりと見なりゆるなり
ぶなりかなりらなりて其白なりを賞なりて青馬なりと云なりといなりへなりるなりと古なり言なりの趣なりをも
又此朝の故實なりを考なりへなりるなり撰なり説なりありなり續なり日本紀なりは神護
景雲二年九月青馬の鬚尾の白なりきを献なりるなりを顧野王符瑞
圖を引ひて青馬白鬚尾者神馬也云なりとて大瑞なりなりなりと定なりあ
るなり事なりをなりえなりるなり百なり名なり馬なりふなりもなり尾なりの白なりきを希なりらなりしなり
るなり事なりをなりえなりるなり百なり名なり馬なりふなりもなり尾なりの白なりきを希なりらなりしなり
承觀二年なりふなりあなりらなりぬなりをも思なりふなり然なりるなり丹波康賴なり宿稱なりの
安乎支馬なりと訓なりるなり馬なりとなり呼なりぶなりありなり當時儀なり式なり用なりひなりらなりるなり白
馬なりを言なりふなりを馬なりとなり呼なりぶなりありなり當時儀なり式なり用なりひなりらなりるなり白
課なりらなりるなり多なりるなり人なりとなり心なり方なり載なりるなり薬品なりの所謂なり和名なりと
大外なり深江輔仁朝臣の本なり草なり和名なり白馬なりの和名なりを舉なりらなりれなりるなりを
見なりゆなりるなり其本草なり和名なり白馬なりの和名なりを舉なりらなりれなりるなりを

權頭源朝臣氏尚 頁草毛

權助

三十七 頭下部朝臣兼敏 頁草毛

權頭源朝臣氏尚 頁草毛

助

權助

右依例知件謹言

嘉吉四年正月七日

正五位下行權頭源朝臣氏尚

從五位下守頭下部朝臣兼敏

權頭源朝臣氏尚 頁草毛

此白馬券左券書樣右券書樣各別也雖見舊本猶尋申請外

史策之間返報如此仍書調遣之

中享德四年正月七日

右馬寮謹言

御馬券合泊馬壹拾壹匹

一七 頭安倍朝臣有淳 頁草毛

三十一 權頭源朝臣氏尚 頁草毛

權助藤原朝臣永賢 頁草毛

二十七 權頭源朝臣氏尚 頁草毛

二六 權助藤原朝臣永賢 貢茸毛

顛安倍朝臣有淳 貢茸毛

三七 權助藤原朝臣永賢 貢茸毛

顛安倍朝臣有淳 貢茸毛

權頭源朝臣成尚 貢茸毛

享德四年正月七日從五位下權助藤原朝臣

史記之問 茲將味此 從五位上行頭安倍朝臣

此白馬 奏五奏書 御監正二位行權大納言兼右近衛大將藤原朝臣

と載る 文安四年正月七日の條 小右馬寮の奏 小白馬

合壹拾壹匹と載て 伴の二通と全同例の文あり

上亦も論へ 俗に如く奏文は合白馬某于匹と書て毛付小

ハな不茸毛と書て青馬を用らるるなり 時の例乃おりに

書來るる 此康富記の頃と既し萬北公事も畧き

と減され 奏文の例のまゝ 小右の

をその馬の數を減され 下よあぐべし

をその件 奏文此趣を考るま 江家次第白馬萬會條に

御馬本必二十一匹也 此次第を書て 頃と既し馬數を

記され 毎年左右寮 左右の馬 各十匹進之 其殘一馬稱之

餘馬隔年兩寮互進之と見え 左右の馬寮各奏文を奉

りて其馬を進る例あり 件の奏文これなり 治安四年小右

下は先左奏持來云々 次持來右奏 かくて延喜馬寮式小凡

云々 此次第家記ともし多く見ゆ

青馬二十匹相^二十一月一日至正月七日^一二寮半分飼^レ之^一互飼
とありと此節會の料此馬の事あり然るも今本は青馬二
十匹とありと符とに合書よ一匹互飼とありと以てゆる
餘馬の事をしそよく通ゆ本儀二十二匹ある事と上より引
きおろす如く既く寛平御記にも載せしや人等も然るに
式の奔書ふて二十一匹とありと多を一字を寫脱せし本
此世に傳へし多をのりたりとて白馬奏左奏書様右
奏書様各別也とて左右の馬寮此奏文の書様より別あり
の由也其事件の右馬寮の奏文書様の發端は合白馬
壹拾壹匹と書ると其一寮より出た此馬數あり但し此

此がの隔年ハ餘馬を進了年の書様ふを同一度ハ左馬寮
ハ餘馬を出さぬ年ハ此と必合壹拾匹と書く例あり左右
の奏此書様を各別也とていふとこの事あり
康富記
小壹拾
壹匹此例の書るを載せしとて余馬を進了方の文を擧げ
て余馬なきかきと准らへて知らざると略り多し
又署名の上旁に二七ニ七三七七と注する事と二三
馬を三次より引出次第ありて七とて其一次より左右の兩寮
より合て馬を七匹つゝ引出し由と通えざるが其弘仁内
裏式ハ左右馬寮引青馬ハ自延明門云々度殿庭近衛分配
前後每七匹前後寮官人分陣云々出自延秋門訖とて又
延秋次第ハ左右馬頭度ハ白馬七匹次ハ左右允次白馬七匹

次左右屬次白馬七匹次左右助次右白馬陣度畢次白馬經
殿上前無明門明義門仙華門度御前自瀧口出たてあると
又署名の下子貢筆毛と書けふも今事根源
毛の付の奏ふも皆あし毛と記さるるありと記し多あへるハこの事あり
貢とて此節の料は貢
由ふ多へしと延喜馬寮式に凡青馬二十匹自二十
月又果至正月七日二寮半分飼之其料日秣米五升大豆二
升灯油合奏聞請受國飼以正稅充之と云々此節は用
らるる青馬を寮御馬の中は其毛色あるが有らむよて
用ひさるるへられ然るるの之べきはあらむは
むと放飼の馬を選びて賣らむ其足ははれは國飼の

馬を賣らむを二寮に分ちて飼せむははるハ國
充之と分ち定らむと云々をてむと放飼同式は凡諸節
飼を用ひらむと云々をてむと放飼同式は凡諸節
云々應用國飼御馬者斟量願數奏聞乃下官符令進唯放
飼馬者寮移當國國即令牧子牽送但攝津國鳥養牧置馬と
あつともむを合さるる永享五年の相國記正月の条に
白馬を進濟む人由藤送の文案を載せらむと云々は
の式は據て後世の新式なるべし下は其文を舉て論
して考るる合さるるさて此式の馬數後の御世は漸減
はさるる上は引多る如く江家次第白馬節會條は御馬
本必二十一匹也とあれは當時既小馬數を減されし
事知る人十延久五年大府記に正月七日節會無御出云々

入夜馬寮持參白馬十匹於南庭御覽之とし見えり前引く
江家次第大江匡房御の作おて延久以後の礼儀也と桃
華葉葉の玉へは其次第ふこ上は引く如く七匹は三
次度より由載らまは多は社とをは舊式を載らまはりありまはり
三代實録より貞觀十四年正月七日天皇不御紫宸殿以停節
會也左右馬寮青馬各七匹於内殿覽之青馬及籠人並不裝
飾とありて内々々を覽しまはりありて事省まさまりありて
ふへふより又ハ當時ハ左右寮合せて十四匹覽しまはりありて
ふへて廿一匹となりたりて其後の御世よりの事ありて
考定めかくて足利不政申の末北也となりたりてハ朝廷弥
衰微にまはりて萬の儀式も廢こゆき此白馬の數もいくく
減されるりしれも康富記ハ應永廿九年比度ハ白馬四匹
渡南庭といふ又永享五年觀音寺相國記正月七日の條
田中存馬寮條に記する美濃國衛

欲被早速進濟馬四匹事の取り青馬のけつりる也
使してハ阿麻呂馬料也任式數早速可被進
書來條件馬今年正月七日白馬料也任式數早速可被進
濟之狀條送知件候也衛寮狀依件濟の有限
不可延急故條之全無事候也
永享五年正月右殿より願藤原朝臣
左馬寮白馬四匹事為美濃國衛投任先例早可下下
知給之由内々可申旨候也恐々謹言
正月七日又美濃國衛親衛藤原會の狀
大政殿に申上する

といへる案を載らざるあり 康富記不應永の度より四匹とある小馬敷同 さて此

條に正月と記し又申文小正月七日とあると則節會の日

ありふかぐてし事調へし小正月十日式あり青馬并正月

七日一察半分ありと上小辨をさるる如く式小諸國小仰て

放飼國飼の青馬を貢らしめり一時の例に據りて多

形と云ふは其の如く多形あり 條に左馬寮とありと當時既に左馬寮

と覆えて右馬寮とあり 初に察の奏文を古例の如く小

書來書も如く 此にあらはれはるる如く 此の文

詞もあらず 古例に據るるもの形あり 上は放飼國飼

の馬を貢ら 美濃國

因ふ云上は引出るる信實朝臣の歌に青鷲のけつる免と

とみまへる けつる免と云馬といふ如く 詳あるぬを

いふ 考ふる趣のあをを説く 此けつる免と

云へる事と古軍談 臣節 小富小路右大臣 顯時 平御子也以

儉約為事 中 又出仕之時全無前駐只車後如形被相具云々

大饗之日小野宮殿為尊者殿 キタナゲナリ 無由所ニ來ニ

ケリトオホシケル程ニ車宿ニモソルメタル馬二匹引立

之 此書をもて片假字書小て一本 皆額百云々尊者目幕隙

見之令咲給云々額百馬ヲ無術令好給ケリと見えし此

外亦といふ 他書ハ見當らざる詞あり 今此談小より

山の只ハあつて時ふりて少一の異ある事セある人々
又見る人の心から異さる見ふし多しちり人よれり
何走ふも此不知火の澳の方見ゆる光少て澳より陸小
就て見ゆ物なあり書紀又兩國の風土記見え
る多景行天皇の御船中少て覽し多る趣の火光少て更
合ひ以て上少舉たる件の證文ともを然走と不知火と只
海面の光物少て別事多しをくも考へ以てかの景行
天皇此火光少より多る故事又思ひ合せたる多るなり
説ありけり又その景行天皇の故事の趣あり思ひ
合せ奉り事と日本後紀小延暦十八年五月丙辰前遣
激海使外從五位下内藏宿祢加茂麻呂等言歸郷之日海中

夜暗東西掣曳不識所著于時有火光尋逐其光忽到島濱訪
之是隱岐國智夫郡其處無有人居或云比奈麻治比賣神常
有靈驗商賈之輩深宿海中必揚火光賴之得全者不可勝數
神之祐助良可喜報伏望奉預幣例許之と云々神名帳
郡比奈麻治比賣神社之由兼和五年十月此神子始て從五
位下を授らる貞觀十三年閏八月子正五位下元慶二年五
月正五位上を授る事三代實錄小見えありある諸國
の事記せる書に此社今も知夫郡島前小ありて恒て火
燒權現と稱し船人暗夜小暴風を遭て行方小あはる時
此神小祈きと怒火を顯して海路を導き人小とへる
と云々一籍傳子と云々昔も管寧百遼東歸也海中遇暴風
船皆没唯寧架船自若時夜風晦冥人盡惑莫知所望見
有火光輒趨之得島島無居人又無火爐行人咸異焉以為神火
之祐也と云々事云々趣あり事云々昔より聞え
昔より海路少てさる趣なる事あり昔より聞え

東の海の世にさる事のある由船人のまはれあはし語
建物を海に傳ふもさる事と傳ふもさる事と傳ふもさる事と
記すに肥前肥後と一國たりし由風土記に相併は
後塔兩國為前後といへば肥後塔塔然ありけむといふ
本書世に傳ふもさる事と知れし社をかくてその二國に分る
是則事記に書き見えしをかくて其前後の國号の古
く書しに傳ふもさる事と神功紀は火前國松浦縣推古紀は肥後
國葦北津と記されしは但し其後の号を古く以て是れ

らしめていける傳ふもさる事と書されしもさる事と知れしと日
本紀撰記されしは養老の頃よりとやく前後に分たむと
ありし事と著るもさる事とかくて此火國の事とて古事記大八島成
出の章に次生筑紫島此島亦身一而面四每面有名云々
肥國謂建日向日豊久士比泥別と云えその文の傳ふ上に
筑紫島を有面四と云て肥國を其一と取れ然るも國圖
を考ふに肥前と肥後とを海の隔る地接うは正しく二
に分き多社と面一と取かす肥國形あり故考ふに書紀
又風土記などの火國北故事と地名小依るも皆肥後國の
地形の然るも肥國といは初と多し肥後方のことあり

肥後と肥前の北北筑後小隣にその筑後を隔る。肥前も北に肥前肥後と合せて一國ありはる。風土記の説意得か。岬あり便も一國とせらるる事らふ疑。火國の故事の地北に肥後の風土記ありて其國の名も号らるる故事の本土ありて好色肥前の風土記ありて國內ありぬ肥後北故事を記せり。本土北國号の縁由を顯さむ。記せり。記傳より記されたる鈴屋大人の考ま。あられ。うべ。

◎肥後の隈本人中島廣足ソレハ此の國の風土記小見
えりて八代郡の白髮山ハつたも詳あり。長め頃その郡中田代村ハ衆衆市とて音のあり。小書せり。その覺書と。其ありの里北民家の梁の上ハ秘置たを。そ此書の中あり。火の降。人代の種山の内ハ白髮山といふ山なりと記。語り。此國ハ。知らるる。

◎上引多は肥前風土記ハ景行天皇の故事小從葦北火

流浦叢船幸於火國度海之間云々云々火流浦を
のかく不知火を火流といひてそれゆへに浦の名ある
所不知火内今七葦北八代宇土の濱邊より澳北海原の
見ゆを此記の國人長瀬真幸かき記今國圖を按ずるに
天皇葦北浦より叢船より多きひて東北より八代の方へ
幸早や云々の東行りし海路もかきひてきに地記も
○天皇の火光を覽そふ記す御船泊多ひつとり人る豊
村火退ふ記へる地各今詳ふらに記す記よ真幸の人記
きの万按ふら山和名抄八代郡小豊福郷見え兵部式も豊
向驛もあふもその處まふ人記す國圖を記す八代の郡

内の海邊又豊福といふなり云々云々記す
火邑也和名抄同郡又肥伊郷と見え云々處に抄ふ伊字
と地名を二字に書る例のさあれ多ふし八代郡の内
小氷川といふ川ありと其邊の邑ありし抄多ふべし
○肥後の不知火記すふしを記す見ゆ記と七月八月
の頃聞北夜ふしを記す云々七月の盡北日と云ふふ多
く頭ハると云ふ人記す見ゆ記と云ふ記すふしと云ふ
と云ふ記すは記すも頭も同ふと云ふ記すも云ふと云ふ
いへと風波ありと云ふ記すも社記すも云ふと云ふと
記すも真幸かき記すも記すも云々云々ありの記す年

農比之良奴日白縫ふと書く不知火とかく事公後のうら
揚らふと云ふと云ふ書あれてと見え多き古きものみえ
され北け小その文字の義少く海面小見え何どの、燃
れも老くきぬ火と云へる意あるへし又ちうふ年うらよ
肥後後の柳川うらりの海上と不知火あふれと書きた
り記す火の事文化の末とあるゆその柳川人の西原晁樹
の書の中よりと云ふいかにせたる少く老ぬもの
記すおきてと云ふいひの、木あつりつる間ふいつふ
置あつりつと云ふ後に見出しと云ふと書く
西國圖を檢する柳川八代守土形との北と連なる

地よそ同一海面と社と肥後の方より見ゆる光物のいろ
づき木をいふと云ふべし過し文政十一年の八月小西國
うらり暴風うらけふと云ふ肥前の長崎北入海よみひも、
小記燈火つて空より飛下るといひちをそおそる
記事あり記と云ふりたきと不知火のふらひのそは陸
ふちうら寄里来りし形と云ふと西國なるも不知火
のたき、きさゆち光り物のあらうと云ふ、處あるよ、諸國
の事記せうと云ふ、中よ見えれとよくとあるを陸奥の
岩城郡何らりの海上よと火のあつて川を上り赤井
山の麓してあつてふ合と散りて消え失ふ事

天武天皇の御世... 史第七十卷... 詔曰... 依此... 酒昔云来... 以御酒食... 九月九日... 按... 官... 差... 見... 九月九日... 此... 所謂菊花の豊明聞

召... 月戊戌朔... 知... て天武天皇... 人の菊を献... 十古事... 避け壽を延... 了... 節... へる書... へる古書... 又懷風藻

武天皇の皇子境部王秋夜宴山池池題詩對峯傾
菊酒酒入入見見又藤原朝臣宇合秋日於左撲射長王
宅宴詩詩帝里烟雲乘季月王家山水送秋光露菊白露未催
興興菊丹霞自有芳云田中朝臣淨足晚秋於長王宅
宴詩詩巖前菊花芳安悟朝臣廣庭秋日於長王宅宴新
羅客詩詩願新浮菊酒願慰轉蓬憂以此句あり長王
宅宴武天皇武御孫高市皇子の御子長屋王王坐せり
其漢書目長屋王と書す此王多々皆菊を植て翫
同書題目同書中此不同書菊をふ同書詩ある
其酒其満酒を酒宴中宴多々多趣あり趣
其酒其天皇天地地坪坪此此事事

多々思ひ合思九月九日の菊花宴宴を始て始
世々人世心事心天皇其頃既既御惱惱の事事ありあり
ありてありいい手手愈愈御壽長壽く坐坐せ奉奉ららと奏奏
行行いい多多事事ありありへへ其其同同十四年十の紀紀
九月九日の宴九十月庚辰遣十百濟僧法蔵百優婆塞益田直金十
事事上上小舉小鍾鍾美濃令煎美白木白十一月丙寅法蔵法師金鍾十煎十是
日日為為天皇招魂天之之ととええ多多也也漢籍漢小見小ええくく木木を
服服へへ長生長して神神仙仙致致るるへへ説説小小りりて法蔵
等等奏奏し勸勸め奉奉るる後後の世世此此事事始始りり推推宗宗時
末末服服木木と云云ありありて自注自は本草本曰曰木木草草者者山山之之准准へて
精也精結結陰陽陰之之精精氣氣服服之之令人令長生長絶絶穀穀致致神神仙仙云云々

延喜十三年十月三日の御記云仰侍臣令新菊花十本分三
番相争勝負以申時番方領花参入二番入自弘華門三番
入自龍口次第進花立庭中一番種花以洲濱形二番栽火桶
各藏又所二人取立御前左衛門督藤原朝臣候御前傳作勝
負十番勝方簾中拜舞進進菊中各四本栽西方小庭とらり
此の新菊花也ハ名をうらハ花ともを撰とせとて人ふ
七此時各歌を奉まじり其名所ハ水無瀬廣澤紫野ふ此
干所を引ひる由をえて此名所ハ專寛卒の度此題ハ同
本又後世此歌ハ小菊を野山海川ふと名所ハ此合せ
ふ多クもあはれ實景かふあらて伴の菊合の歌此合せ
たハ作誤て歌の趣をたふせふものあり又此合著聞集ハ
宇多天皇昌泰元年九月廿二日大井川ハ行幸の時貫之の
奉れは序詞我朝をさるる君の御世長月のありぬかとき
此の歌もあはれとて去々大井川の川邊ふみゆまハ秋を
菊の花此岸ふの川を空ふる星をふとろまきとて
又新古今集ハ延喜の御時大井川ハ行幸侍りたる日坂上
是則かきよふと今も菊のうらふ波の底も霜や
おくら生ふと行幸のたけふ殊更ふよをるひ植置ふらり

此の多を原詞撰ハと興ある趣ハ残まる菊ふどいん
るあふあふ人き又大和物語ハ亭子の帝石山よつ子にほ
うでふいりり国のつうさ民つう社国不ろひぬべいとふ
むらうふと聞いれりてこと国々の御在ふとあはせ
このふへりりれハ国々よりもて運びて御儲をつらう
つきて詣てふいりり近江の守いこう小聞しとるふら
らむとあげきおそれて又むげおさてとくハ奉りてあや
とてかへらせふふ出の濱ふよ此つ子あらは免をうら
かややどもをばはて菊の花のいとおもハるきをうら
て御儲つうふまきりりりと見えりこの御幸ハ躬恒
集ふる和泉ふと云ふとよめ歌の詞書あて考るに延喜
十七年九月廿二日石山ふと此ハ玉ひつる盟の廿三日此
事なりけは菊をうらふけふさ思ひ合すへハ又枕草
子ハ七日の若菜を人の六日よとてさるきとをちらハ
とすさふ見もあらぬ草を子ども持て来らふを何と
ハ社をハッふとふとふとふとふとふとふとふとふと
ま見合せてみハ草とまむらと云ふとあまきハむべ
ちりりり聞うぬかほあるハと笑ハハハハハハハハハハ
菊の生ふるをもて来れを摘めと猶みハ草こをつまら
たれちるこハおとを菊もゆハまるといへる菊も前栽ふ

と云ふ子もこの摘来はるめて野に出てと此世もさうゆふ
も何らば又古の歌ともし多く白菊をうみまこうちま
せも白き此れとてよみ又残菊のうつろひて色のか
きもさまたまらふ免づるよよめりも白菊をいへる
あけりよふしへの菊しあへて白きか多か也しよこを深国
の花史左編とひ多書小菊の品類を擧ぐる中に新羅一名
倭菊千葉純白とよひ其之群芳譜に標韵高雅非尋常比と
穿へるし白菊ありとやく宋の崇寧のころ劉蒙が著せる
菊譜も然りしを崇寧のころ康和の頃あつたり
其の皇国おきて生ひ出くる白菊の麗しさを新羅と核上植
るゆへに又漢土よも渡り多きと此は新羅と書るゆへ
あてち菊とよひをその品比名として新羅と書るゆへ
もはる然り小権大納言藤原長家卿の集に雲の上小菊不
見りて甲斐の國はるの郡をうつして見り左注に甲
斐國風土記云鶴郡有菊花山流水洗菊飲其水人壽如鶴云
云云夫木抄十四此風土記ハ延長知勘進記本云云

此長家卿は康平七年六十歳ありて薨りて其子專菊
は延長の頃より百三十年あり後あり

を墳墓せし後して後め事とて都留郡の山は菊の生たる
處を見出て免はらしみ菊花山と呼らるるよあしせ

漢國の彭祖の古事は據りて南陽郡縣有菊潭飲其水者皆
壽ふといふ郡名の都留を鶴と牽強言して造り出さ

説とありきこと多し丹波嗣長宿禰の奥書ある假年要抄
民依食其土毛保年齢とりへるハ此の甲斐國の多きを
この風土記より記してハ説ありハ此の甲斐國の多きを

てち風土記ともし小菊を載る事更ふ不
延喜の典藥寮
式諸国進年料

雜藥條小甲斐國黃菊花十兩とありて此外小菊花を進る
因多からぬを思へる此か今世の世比如く普く多から
さるしよこを中し躬恒の集に菊の花さきこ所よふ
とよりて人々見ら菊の花秋北野あからるつるよ夜海

波字は行一書は菊本の世は弘明の初葉は波字は然る
小和名抄見菊和名加波良與毛木一云可波良於波岐
出題は世書本草和名小據りて記さるは多し是れ此
一云然るは可波良於波岐はかの寫誤なり本小抄りて加
良與毛木是れ波字は加へるは波字は加へるは波
出題は世書本草和名加波良與毛木余俗是謂加波良
與毛岐と見之余俗云菊の字印本よハ脱マシヨ白蒿
和名之路與毛木云加波良與毛岐こと本草和名今按菊
又有此和名見上文此和名とハ加波良與疑ひを遺され
當り又醫心方本草部は世書本草和名小據りて書さる

和名と見ゆるは加波良於波岐と波岐と和名物
と同一誤りと云へ但し此加波良と加良の誤寫なり
むとせる考ハ專加良と云ふはる強説なり是れ
さらば此考ハ誤なり其義を得ざる本のみよて或名
としてあるへし然ても凡ての考ハ妨ふそとく上世
ころははあふりてありて草木ふとの人目とほくと
とさせ給ぬはあきとせはつと名名の無きが多か
まけむを草と云ふ品多し今もさうな名名の聞え
さふがあるをとして古一へをおもひや多人しかるは漢風
の醫方を用ふる世とありて醫の如北國の本草ふたりの

一 花のあけはかたけせりてきりてきりて今九本をよきま
 二 花のあけはかたけせりてきりてきりて今九本をよきま
 三 花のあけはかたけせりてきりてきりて今九本をよきま
 四 花のあけはかたけせりてきりてきりて今九本をよきま
 五 花のあけはかたけせりてきりてきりて今九本をよきま
 六 花のあけはかたけせりてきりてきりて今九本をよきま
 七 花のあけはかたけせりてきりてきりて今九本をよきま
 八 花のあけはかたけせりてきりてきりて今九本をよきま
 九 花のあけはかたけせりてきりてきりて今九本をよきま
 十 花のあけはかたけせりてきりてきりて今九本をよきま

一 花のあけはかたけせりてきりてきりて今九本をよきま
 二 花のあけはかたけせりてきりてきりて今九本をよきま
 三 花のあけはかたけせりてきりてきりて今九本をよきま
 四 花のあけはかたけせりてきりてきりて今九本をよきま
 五 花のあけはかたけせりてきりてきりて今九本をよきま
 六 花のあけはかたけせりてきりてきりて今九本をよきま
 七 花のあけはかたけせりてきりてきりて今九本をよきま
 八 花のあけはかたけせりてきりてきりて今九本をよきま
 九 花のあけはかたけせりてきりてきりて今九本をよきま
 十 花のあけはかたけせりてきりてきりて今九本をよきま

此歌も古今集杖の下菅原朝臣寛子の御時せしきゆ菊令少長
杯のむねはゆきて菊の花を多かりくふくくくくくくくくくく
吹上の瀆れくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく
多りくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく

磯子が前へ名の程は詠鑑ひふる万々そとむなみの下を
十番と逢坂關川菊とふ木丸とくくくくくくくくくく
六の花を菊これの程菊川此多えはもくくくくくく菊の葉
く右方より社も殿上童はく藤原重時其はの守ひる志け
くくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく
くくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく
くくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく
くくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく

妹くくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく
菊代へくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく
くくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく
くくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく
山くくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく
菊の上番くくくくくくくくくくくくくくくくくくく
のむねくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく
皇三番くくくくくくくくくくくくくくくくくくくく
今くくくくくくくくくくくくくくくくくくくくくく

今四番

今集の下の菅原朝臣寛平の御時...
今集の下の菅原朝臣寛平の御時...
今集の下の菅原朝臣寛平の御時...

皇のまゝの代までふはさう...
皇のまゝの代までふはさう...
皇のまゝの代までふはさう...

のほほ五番...
のほほ五番...
のほほ五番...

菊の本...
菊の本...
菊の本...

山...
山...
山...

か...
か...
か...

七番

古今集は素性仙宮小菊を
古今集は素性仙宮小菊を
古今集は素性仙宮小菊を

ぬれ...
ぬれ...
ぬれ...

八番...
八番...
八番...

秋...
秋...
秋...

九番

萬代を...
萬代を...
萬代を...

十番

古今集は友則まくの花の...
古今集は友則まくの花の...
古今集は友則まくの花の...

花見つ...
花見つ...
花見つ...

今按...
今按...
今按...

小撰集...
小撰集...
小撰集...

ハ...
ハ...
ハ...

ア...
ア...
ア...

集...
集...
集...

川...
川...
川...

集間事と云ふは此の件の歌を擧て清輔朝臣の説に仁明
天皇好黄菊給初辨兼和菊とありと宣へり云々
抄よそが菊とハ黄菊あり兼和の帝と萬の物黄菊の花を
兼和菊と云ふは黄菊を愛したるは多し云々
以て此の世の中は季綱往來と云ふ書を引て非非非非
兼和色と云ふは此の世の中は季綱往來と云ふ書を引て非非非非
此の世の中は季綱往來と云ふ書を引て非非非非
此事を以て余は聞えは當時衣服の深黄色歌歌のまゝ
深黄ふ多を蘇へる名ふる人一人して深黄色ハさる趣か

名出する事例多し
ある事ときこの季綱往來と云ふ書今世は
證と云ふ朝野群載此の世の中は季綱往來と云ふ書を引て非非非非
河前司季綱の梅檀紫檀の別を大と云ふは古事談に七
此の世の中は季綱往來と云ふ書を引て非非非非
早分眼は見えたり
よそがハ照濃さの義を云ふはかの非非非非と云ふ
此の世の中は季綱往來と云ふ書を引て非非非非
殊は賞と云ふは此の世の中は季綱往來と云ふ書を引て非非非非
菊と呼まへるは此の世の中は季綱往來と云ふ書を引て非非非非
よそがハ照濃さの義を云ふはかの非非非非と云ふ
るは此の世の中は季綱往來と云ふ書を引て非非非非

かき考 延喜の其際 四一とまきくともあはるかもと武蔵
野に紫菊のふるふし 一も一もと生ひ出たり けみをもの
かき世に希き物トして移り植継きしを武蔵野の一
もと菊と称い場がに 一も一もと生ひ出たり けみをもの
延喜の寛平の御時の菊合の歌に紫野を題する者ありけり
の哉花さへみゆふ其の味取れしとまきくよお野の
霜と紫野山とて詠ふともおれひ合すべしさて其寛平
の御時を始めて相継てもあひく菊合せのまける事ハ書
に記す見え 菊の考の中より引く著聞集の延喜の御
と記すをよへる新菊花十本分三番相争勝負賭
しき花とて撰ひ世に希きまきくよお野のや前

の御世の頃よめ菊を免そとわせる歌の多くけりよえ未
くをよめしよめはかき世に希き物トして移り植継きしを
一種のありけるをせみ免そとわせる草木とて希品を然る意
今も世に免そとわせる草木とて希品を然る意
かき世に希き物トして移り植継きしを武蔵野の一
もと菊と称い場がに 一も一もと生ひ出たり けみをもの
延喜の寛平の御時の菊合の歌に紫野を題する者ありけり
の哉花さへみゆふ其の味取れしとまきくよお野の
霜と紫野山とて詠ふともおれひ合すべしさて其寛平
の御時を始めて相継てもあひく菊合せのまける事ハ書
に記す見え 菊の考の中より引く著聞集の延喜の御
と記すをよへる新菊花十本分三番相争勝負賭
しき花とて撰ひ世に希きまきくよお野のや前

古今集の紫のひしと見
見あはしうらうらまをたよむ
あふふとらうらうらそのが
呼みれ多きか人よ武蔵野み
と作しそきれときこゆへく
そ等とえらるるこの歌舊説
とせむしあまうらうらつ
て延喜の民部式は交易物
て他の國々より七
て紫の一莖ゆふと
の歌は紫を草と合くく
と見えらるるをゆへく
あううて後の歌は紫よ
一の縁あるうらうを興
の古今集ふる一歌の
をむしの意をむおひ
をありて紫草の事あり
をさうらうらよみよむ
のむらさきはめ題は作者
一ののといへをかこ
為とゆふりこえうら
りらひの中よよむ
ハまきこえかこ
わがて紫の事とは

と見えらるるをゆへく
あううて後の歌は紫よ
一の縁あるうらうを興
の古今集ふる一歌の
をむしの意をむおひ
をありて紫草の事あり
をさうらうらよみよむ
のむらさきはめ題は作者
一ののといへをかこ
為とゆふりこえうら
りらひの中よよむ
ハまきこえかこ
わがて紫の事とは

るも同一誤写本に據れども此あり又かく記せども後岡部
翁の大和物語の頭註を見らばその本書はかの御歌を載
るる處に件の類聚國史の文を擧て菊と蘭かふてそ唱和
字の寫誤あるべしと云々論れども其詳かふてそ唱和
の御歌辞もよくかまひて事もふくしきと云々和歌六帖

小こ此唱和の御歌をらふの題小載るるもかまひてき
まゆるかこの御歌六帖第六らふの類比下みさかのみ
ま君の御為と多しをりて色こく咲て見えりりと載て
の海は御ちなる海へも色こく咲て見えりりと載て
其次はしち袴の歌五首ありて次は別に菊の歌を載り
又此御歌を大和物語ふ八ふらのみりと位よふと南し
ける時暖峨のみり此香を色つる藤とてよみて奉り給
いさる三ふ人のそ此香を色つる藤とてよみて奉り給
手折つる葉をみりと御うへりける人の心はかふふ好
らゆへ色こくと匂ひけり又袋草紙は八奈良帝
長谷はかこまける時差我の坊よおこも御奉り給
まづいふ人のそ此香を色つる藤とてよみて奉り給

字をそしりゆる御うへりける人の心はかふふ好
嵯峨帝坊時之故也と云へてま續後拾遺集の秋上はみ
六の宮と申す時内は奉りてさるる葉をみりと御うへり
さる御返し卒城御製をさる人の心はかふふ好
へ色こくと匂ひけりてと載らまは御うへりける人の心
つきふも異ふる處あるはとてさるる葉をみりと御うへり
と類聚國史小載らまはさるる葉をみりと御うへりける人の心
たるを是とすはさるる葉をみりと御うへりける人の心

何となく神泉苑は幸ひ海に端はさるる御うへりける人の心
藏しは興ひは侍心人の御うへりける人の心
大和物語は故式部卿の宮は三条の右はかふふ好
ことと上連部をさるる葉をみりと御うへりける人の心
さひなとて夜ふけぬ色はさるる葉をみりと御うへりける人の心
さかつ葉をさるる葉をみりと御うへりける人の心

つとをみまへしとてよかたあそびやゆき昔のつと
あはぬ疾くもなをありなほ見えずも似て趣あり
この式部卿宮ハ敷慶親王右大臣ハ藤原^氏の御歌を
定方公延長二年右大臣ハ存せられまへ玉^皇の御歌を
と^り免^れ藤原^氏の御歌もも^の播^を受^てる^るよ^しを^み
る^は然^るの^花小^家の^垣内^をさ^しる^は植^植家
さ^しる^は然^るの^花小^家の^垣内^をさ^しる^は植^植家
おのほめ^る處^を生^け廣^く咲^きあ^るあ^の花^は此^の由
て^ある^は此^の由^に又^もそれ^の名^をゆ^ぎら^るゆ^ぎら^るゆ^ぎ
ハ此^の由^に小花^群聚^咲き^て群^の白^くあ^る淡^紫あ^るそ^の此
一^の萼^の紫^の殊^にあ^る紫^色あ^る群^の下^の著^しる^は
藤^色の^袴あ^るへ^る名^をあ^るの^世共^葉の^花紫^の
藤^色の^袴あ^るへ^る名^をあ^るの^世共^葉の^花紫^の

稻^茎の^籜を^とり^ての^この^藤も^とう^ゆ此^の名^義と^既く^谷川^士清^の説^は花^の色
の^似て^るよ^うゆ^て藤^とい^ひ群^の籜^ある^をも^と袴^とい^ふ
て^通え^るゆ^えに^更新^撰萬^葉集^上卷^秋部^の何^人鹿^来手^の
小^かく^ハい^はれ^ハ更^新撰^萬葉^集上^卷秋^部の^何人^鹿来^手
脱^係芝^藤袴^秋来^野邊^緒句^婆須^の詩^小秋^来野^外莫^人
遊^仙何^處在^誰知^我乘^指南^車と^{あり}此^の歌^ハ古^今集^秋上
小^是負^親王^の家^此歌^合よ^うあ^る歌^行と^{あり}て^四句^を未
秋^毎よ^又上^よ引^るる^六帖^の件^のゆ^えに^唱和^の
御^歌の^ほう^ふも^つら^うゆ^えに^歌三^首を^載て^題を
ら^よと^書る^ハ蘭^の字^音を^あら^うる^詞あり^源氏^物語
藤^袴卷^玉葛^の君^よ奉^る文^詞よ^らよ^の花^此お^と木^もし^る
記^をも^うま^へり^守る^をみ^すの^人を^より^さし^入て^云々^と

ソいて歌ふハ同一野の露もやはさく藤をさうゆあとも色ハ
かけよかま^ハと^ハと^ハりもと^ハと^ハり^ハ北^ハ云^ハ平^ハ言^ハふ^ハあ^ハへ
てらふとソい^ハあ^ハ多^ハ人^ハ一^ハ

○因^ハ云^ハ今^ハ世^ハハ玩^ハふ蘭^ハ漢^ハ名^ハを漳^ハ蘭^ハ建^ハ蘭^ハ云^ハソ^ハ以^ハ其^ハ外
ふも異^ハ名^ハ多^ハしと^ハそ又^ハ延^ハ喜^ハ式^ハに載^ハら^ハる^ハる^ハ雜^ハ菜^ハハ蘭^ハ葉^ハ把
と^ハあ^ハる^ハハ本^ハ草^ハ和^ハ名^ハの菜^ハ類^ハハ蘭^ハ葉^ハ草^ハ葉ハ草の和名阿良々
岐^ハと^ハあ^ハる^ハとの^ハ少^ハし和^ハ名^ハ抄^ハハ薑^ハ蒜^ハ類^ハハ蘭^ハ蒿^ハと^ハありて和
名^ハ同^ハ一^ハ漢^ハ名^ハ或^ハハ蘭^ハ葱^ハとし^ハソ^ハハと^ハそこの阿良々岐の元恭
紀^ハノ聞^ハ雞^ハ國^ハ造^ハる^ハ蘭^ハを^ハて^ハ山^ハ行^ハハ蠶^ハを^ハ撮^ハる^ハと^ハい
る^ハ事^ハの^ハ見^ハえ^ハる^ハも^ハこ^ハの^ハ草^ハを^ハ蠶^ハの^ハ恐^ハふ^ハ

あ^ハる^ハハ新^ハ撰^ハ字^ハ鏡^ハハ蓀^ハを^ハ訓^ハマ^ハる^ハ和^ハ名^ハ抄^ハ薑^ハ蒜^ハ類^ハの^ハ中
小^ハ辛^ハ夷^ハ其^ハ子^ハ可^ハ嗽^ハ之^ハ和^ハ名^ハ也^ハ末^ハ阿^ハ良^ハ々^ハ岐^ハ一^ハ云^ハ古^ハ布^ハ之^ハ波^ハ之^ハ加
美^ハと^ハ云^ハふ^ハ見^ハえ^ハる^ハ其^ハを^ハ木^ハ曾^ハある^ハ山^ハ里^ハ人^ハハ^ハ多^ハく^ハハ阿^ハ良
良^ハ岐^ハと^ハソ^ハハと^ハそ又^ハ字^ハ鏡^ハハ蓀^ハを^ハ家^ハ阿^ハ良^ハ々^ハ支^ハと^ハ訓^ハマ^ハる^ハ蓀^ハ
上^ハに^ハ引^ハる^ハ蓀^ハと^ハ同^ハ字^ハと^ハて^ハこ^ハの^ハも^ハ阿^ハ良^ハ々^ハ支^ハある^ハを^ハ辛^ハ夷^ハ
對^ハへ^ハて^ハ家^ハあ^ハる^ハ紀^ハと^ハも^ハソ^ハハと^ハそ^ハ薯^ハ蓀^ハを^ハ也^ハ末^ハ都^ハ以^ハ毛^ハ芋
を^ハ以^ハ倍^ハ都^ハ以^ハ毛^ハ芋^ハと^ハ對^ハへ^ハる^ハ例^ハと^ハ同^ハ一^ハか^ハる^ハ

